

## さくらケア訪問介護 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社さくらケアが開設する「さくらケア訪問介護」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。

### (事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。

- (1) 指定訪問介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとします。
- (2) 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 さくらケア訪問介護
- (2) 所在地 神奈川県鎌倉市今泉台 4-11-1

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務)  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
- (2) サービス提供責任者 2人(常勤専従1人、常勤兼務1人)  
事業所に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成、居宅介護支援事業者に対する必要な情報の提供等を行ないます。
- (3) 訪問介護員  
指定訪問介護の提供に当たります。  
常勤 2人(常勤兼務 1人、常勤専従 1人)  
非常勤 8人(非常勤専従 8人)

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- (1) 営業日(サービス提供日は営業日に同じ)  
月曜日から日曜日(祝日含む)  
ただし12月30日~1月3日の間は休業とします。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとします。
- (3) サービス提供時間 8時00分から18時00分迄とします。

### (指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

### (指定訪問介護の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とします。

(1) 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収します。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートル当たり30円とします。バス等の公共交通機関を利用した際の交通費は実費とします。

(2) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鎌倉市の全域とします。

(緊急時における対応方法)

第9条 事業所の訪問介護員等は、訪問介護実施中に、利用者の病状に急変等が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等適切な措置を講じます。

(1) 前項について、しかるべき措置を講じた場合には、速やかに管理者に報告することとします。

(苦情処理)

第10条 指定訪問介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

(1) 提供した指定訪問介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(2) 提供した指定訪問介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

(3) 提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めます。

(4) 苦情相談窓口と苦情受付担当者は以下の通りとします。

苦情相談窓口 さくらケア訪問介護 電話 0467-39-5489 FAX0467-40-4211

苦情受付関係者 さくらケア訪問介護管理者 稲田秀樹

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(1) 事業所は、利用者には賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を

行わないこととします。

(1) 身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

#### (個人情報の保護)

第14条 利用者又はその家族の個人情報の保護について「個人情報取扱規定」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

(1) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、「個人情報の利用目的に関する同意書」に記載された範囲に限定し、それ以外への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。また従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約書に記載します。

#### (従業者の質の確保と研修の実施)

第15条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年6回

#### (従業者の服務規程)

第16条

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し利用者個々の思いに沿ったケアを行うよう心がけます。
- 二 利用者に対しては、自立支援を旨とし安全への配慮を行うよう心がけます。
- 三 常に健康に留意し、明朗な態度を心がけ、責任を持って接遇します。
- 四 職員同士はもとより利用者や家族、地域の人に対して挨拶を交わす等により円滑な交流を図ります。
- 五 職員は互いに協力し合い、介護の質の向上と能率の向上とに寄与するよう心がけます。
- 六 事業所敷地及び利用者自宅、利用者の敷地内は全面的に禁煙とします。

#### (衛生管理等)

第17条 事業所は訪問介護員等の清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理に努める。また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとします。

#### (記録の整備)

第18条 事業所は訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存します。

(1) 訪問介護計画

(2) 提供した具体的サービス内容等の記録

(3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 利用者に関する市町村への報告等の記録

(5) 苦情・相談等に関する記録

(6) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

(7) 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から5年間保存します。

#### (業務継続計画の策定に関する事項)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

(1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。事業者は、非常災害時及び感染症蔓延時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

(3) 事業者は、非常災害及び感染症蔓延時、その他緊急の事態に備えて、非常災害時に対応できるマニュアル及び感染症蔓延防止マニュアルを整備し利用者家族、従業員、関係者に周知します

さくらケア訪問介護料金表  
地域単価 11.05 円 (3 級地)

令和 7 年 8 月 1 日現在

区分	1 回当たりの所要時間	単位数	基本利用料	自己負担 (1 割)	自己負担 (2 割)	自己負担 (3 割)	
身体介護	身体0 20 分未満	163 単位	1,801 円	181 円	361 円	541 円	
	身体 1 20 分以上 30 分未満	244 単位	2,696 円	270 円	540 円	809 円	
	身体2 30 分以上 1 時間未満	387 単位	4,276 円	428 円	856 円	1,283 円	
	身体3 1 時間以上 1 時間 30 分未満	567 単位	6,265 円	627 円	1,253 円	1,880 円	
	以降 30 分増すごとに	82 単位	906 円	91 円	182 円	272 円	
生活援助	生活 2 20 分以上 45 分未満	179 単位	1,977 円	198 円	396 円	594 円	
	生活 3 45 分以上	220 単位	2,431 円	244 円	487 円	730 円	
加算	初回加算	サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問した場合	200 単位/月	2210 円	221 円	442 円	663 円
	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22 時)に訪問した場合	所定単位数 ×25%	左記の全額	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
	深夜加算	深夜(22 時～翌朝 6 時)に訪問した場合	所定単位数所 ×50%	左記の全額	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
	緊急時訪問介護加算	利用者からの要請により救急の訪問介護を行った場合	100 単位/回	1105 円	111 円	221 円	332 円
		2 人の訪問介護員によるサービス提供	所定単位数 ×200%	左記の全額	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
		生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位/月	—	—	—	—
		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位/月	—	—	—	—
		特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/100	左記の全額	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	地域加算×介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算×サービス別加算率<1 単位未満の端数四捨五入>	左記の全額	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	

\* 利用者負担額 (1 割) の算出方法

①②の計算による 1 か月のサービス合計単位数×地域単価 11.05 = ○○円 (1 円未満切り捨て)  
○○円 - (○○円×0.9 (1 円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額)

\* 利用者負担額 (2 割) の算出方法

①②の計算による1か月のサービス合計単位数×地域単価 11.05＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

\*利用者負担額（3割）の算出方法

①②の計算による1か月のサービス合計単位数×地域単価 11.05＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.7（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※11.05円は、鎌倉市（3級地）の地域単価

## 2 運営基準に定められたその他の費用

項目	金額	説明
その他の費用 (交通費)	実費	当事業所の通常の事業の実施地域（鎌倉市）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費（実費）がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。
		通常の事業の実施地域を越えてから片道1km毎に30円

利用者の求めによる介護保険外の自費サービスの料金については以下の通りとします。

- ・身体介護については30分まで2,000円となります。その後30分ごとに1,500円が加算されます。
- ・生活援助については、30分まで1,500円となります。その後30分ごとに1,000円が加算されます。
- ・介護保険外の自費サービスの提供にあたっては、社内の講習を受けた従業員がサービスを提供することがあります。

(附 則)

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社さくらコミュニティーケアサービス代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとします。

この規程は、令和7年8月1日から施行します。

この規定は、令和7年9月13日に改訂しました。